

特別支援教育就学奨励費について

1 特別支援教育就学奨励費とは

特別支援教育就学奨励費とは、児童生徒等が特別支援学校や特別支援学級などに就学している場合に、学校で使用する学用品（ノート、筆記用具等）、通学費、給食費などに必要な費用の一部を、国や地方自治体が補う制度です。

文部科学省ではこの制度を次のように定義しています。

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

なお、平成 25 年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に該当）についても補助対象に拡充しています。

特別支援学校（県立学校）に就学する児童生徒等に対する手続きについては県（各学校）が、市町村立の小中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）に就学する児童生徒等については、市町村が手続きを行っております。

ここでは、主に特別支援学校（県立学校）について説明します。

市町村立の小中学校に就学されている方の手続きについては、各市町村にお尋ねください。

2 特別支援教育就学奨励費の支援対象となる児童生徒等

文部科学省の規定によると、この事業の対象となるのは次の 2 つのどちらかに当てはまる児童生徒等となっています。

なお、就学する学校が公立でも私立でも、この制度を利用することが可能です。

- ① 特別支援学校、特別支援学級、国立大学法人が設置する国立大学に附属する学校に就学している。
- ② 小学校または中学校に在学しており、学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に当てはまる障害がある。

①により、特別支援学校（県立）に就学している児童生徒等は全員対象となります。

②の小中学校については、障がいの程度により対象者を決定します。詳しくは、各教育委員会（市町村立小中学校→市町村教育委員会、県立中学校・中等教育学校→県教育委員会

にお尋ねください。)

3 特別支援教育就学奨励費で受けられる支援

対象とする経費は、教科用図書購入費、給食費、通学費、寄宿舍居住に伴う経費（日用品費・寝具費）、寄宿舍からの帰省費、修学旅行費、学用品費などがあります。

実際に支給を受けられるのは在学中ですが、新入生については、入学前に購入した学用品についても支給対象に含まれます。(「新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費」の支給対象期間については、入学予定の学校にお尋ねください。)

また、申請する際は、レシートや領収書等の購入を確認できる書類の提出が必要です。

4 特別支援教育就学奨励費の支給額

実際の支給額は、保護者の経済的な負担の重さによって異なります。

具体的には、世帯の収入額等に応じて支弁区分というものが定められています。

支弁区分は3つ（Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ）に分けられ、区分に応じて補助の割合が決まっています。

5 特別支援教育就学奨励費の申請方法

学校から就学奨励費に関する案内があります。

受け取った案内に従い、必要書類を学校指定の期限までに提出してください。

6 特別支援教育就学奨励費の支給方法

特別支援教育就学奨励費は、必要経費を保護者が支払った後に、学校から支払われます。

支払の時期は1年を四半期に分けて支給します。

(支給月：7月、10月、1月、4月)

ご不明な点や詳細に関しましては、在籍（入学予定）されている学校にお尋ねください。